

定めようとする命令等の題名

原子力災害対策指針を一部改正する告示

根拠法令

原子力災害対策特別措置法第六条の二

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果公示等）である

問合せ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課
電話（直通）：03-5114-2265

命令等の公布日

令和 7 年 6 月 4 日

結果の公示日

令和 7 年 6 月 4 日

行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、軽微な変更であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。